

2025 年 8 月 15 日
九電ネクスト株式会社

**カムチャッカ半島付近の地震に伴う津波により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置を実施します**

－電気料金の支払期日の延長、不使用日の電気料金の免除などを実施－

2025 年 7 月 30 日のカムチャッカ半島付近の地震に伴う津波により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域（2025 年 7 月 30 日以降、災害救助法が適用された市町村が追加された場合は当該市町村を含む）において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を適用いたします。

I 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村

（注）対象市町村は、別紙を参照下さい。

II 特別措置の内容

- 1 電気料金の支払期日の延長
- 2 不使用日の電気料金の免除
- 3 工事費負担金等の免除
- 4 基本料金の免除

（注）特別措置の内容は、別紙を参照ください。

III 特別措置の申込み

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記までお問合せください。

【お問合せ先】

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神二丁目 12 番 1 号

九電ネクスト株式会社 電力販売本部 【TEL】 0120-0910-17

※ お申し込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体より発行される「り災証明書」等を提出していただきます。「り災証明書」等の発行につきましては、各自治体へご確認をお願いいたします。

1 災害救助法が適用された市町村

- 北海道 函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、苫小牧市、
稚内市、紋別市、根室市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、松前郡松前町、
松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、
二世郡八雲町、山越郡長万部町、寿都郡黒松内町、積丹郡積丹町、
古平郡古平町、余市郡余市町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、
苫前郡羽幌町、苫前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払村、
枝幸郡浜頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、
利尻郡利尻富士町、天塩郡幌延町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、
紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、虻田郡豊浦町、白老郡白老町、
勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、
新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、
日高郡新ひだか町、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡豊頃町、
十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、白糠郡白糠町、
野付郡別海町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町、
- 青森県 八戸市、三沢市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡六ヶ所村、
上北郡おいらせ町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡階上町、
- 岩手県 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、
下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、
九戸郡野田村、九戸郡洋野町
- 宮城県 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、
亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、
牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
- 福島県 いわき市、双葉郡広野町、相馬郡新地町
- 静岡県 静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町
- 三重県 鳥羽市、志摩市

2 特別措置の内容

特別措置の内容	
1 電気料金の支払期日※ ¹ の延長	2025 年 6 月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、7 月、8 月および 9 月料金計算分の電気料金の支払期日を 1 か月間延長します。
2 不使用日の電気料金の免除	被災時から引続き全く電気を使用されなかった場合、2026 年 1 月末日までに限り、1 日あたり基本料金を 4 %割引いたします。
3 工事費負担金等※ ² の免除	2026 年 1 月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。